



平成 21 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 パブ リ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 嶋 秀 紀  
(JASDAQ・コード番号 7830)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 木 下 浩  
電 話 番 号 052 (653) 3721 (代表)

ビックアイ株式会社による当社株式の公開買付け（MBO）の結果に関するお知らせ

ビックアイ株式会社は、平成 21 年 8 月 11 日（火曜日）から平成 21 年 9 月 24 日（木曜日）までの 30 営業日において当社株式に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

※ 「別紙」 「パブリック株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 21 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名：ビックアイ株式会社  
代表者名：代表取締役 大嶋 小夜子  
問合せ先：取締役 大嶋 秀紀  
(TEL 052-362-0321)

パブリック株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、パブリック株式会社（コード番号 7830 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、8 月 11 日から実施しておりましたが、本公開買付けが 9 月 24 日をもって終了いたしましたので、下記の通り本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ビックアイ株式会社

愛知県名古屋市瑞穂区岳見町四丁目 35 番地

(2) 対象者の名称

パブリック株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1, 159, 637 (株)	－ (株)	－ (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、対象者が平成 21 年 8 月 7 日に提出した第 33 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (3, 964, 580 株) から、対象者が保有する自己株式数 (22, 268 株)、公開買付者が公開買付届出書提出日において所有する対象者株式の数 (1, 242, 000 株) 及び創業家一族 (大嶋秀紀氏、大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏及び大嶋麻紗子氏の総称です。) の所有する対象者株式の数 (1, 540, 675 株) を控除した 1, 159, 637 株となります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 公開買付期間

平成 21 年 8 月 11 日（火曜日）から平成 21 年 9 月 24 日（木曜日）まで（30 営業日）

(6) 買付け等の価格

1 株につき、225 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株 券	1, 038, 691 株	1, 038, 691 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—	—
合 計	1, 038, 691 株	1, 038, 691 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(4) 買付け実施後の所有株式及び所有割合

買付け等前における公開買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2, 765 個	(買付け等前における株券等所有割合 70. 21%)
買付け等後における公開買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3, 774 個	(買付け等後における株券等所有割合 95. 74%)
対象者の総株主等の議決権の数	3, 938 個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 8 月 7 日提出の第 33 期第 1 四半期報告書に基づき平成 21 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権を記載しております。但し、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式数 (3, 964, 580 株) から、対象者が当該四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の自己株式数 (22, 268 株) を控除した株式数 (3, 942, 312 株) に係る議決権の数 3, 942 個を分母である「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、それぞれ小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 買付け等に要する資金

233, 705 千円

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

②決済の開始日 平成21年9月30日(水曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行ないます。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金致します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ビックアイ株式会社

愛知県名古屋市長徳区岳見町四丁目35番地

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

4. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

当社は、対象者の第二位株主である大嶋秀紀氏(所有株式数537,900株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。):13.57%)、対象者の第三位株主である大嶋小夜子氏(所有株式数:450,000株、所有割合:11.35%)、対象者の第四位株主である大嶋紀元氏(所有株式数:447,000株、所有割合:11.27%)の他、後藤由起子氏(所有株式数:60,000株、所有割合:1.51%)、後藤太郎氏(所有株式数:15,000株、所有割合:0.38%)、大嶋日向子氏(所有株式数:8,000株、所有割合:0.20%)、大嶋真理子氏(所有株式数:8,000株、所有割合:0.20%)、大嶋麻紗子氏(所有株式数:8,000株、所有割合:0.20%) (以下、大嶋秀紀氏、大嶋小夜子氏、大嶋紀元氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏、大嶋麻紗子氏を総称して「創業家一族」といいます。)の所有分と合わせ、本公開買付けにより、自己株式を除いた全株式を取得できなかったため、本公開買付け後、以下の方法により、当社及び創業家一族(以下「当社等」といいます。)を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、当社等が対象者の発行済株式数(自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続き(以下「本手続き」といいます。)を行うことを企図しております。

具体的には、当社は、①普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該株式の取得と引換えに当該株式とは別個の種類対象者株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本手続きを実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定であり、対象者はかかる要請に応じて本株主総会及び本種類株主総会を開催し、上記各議案を上程する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類

株主総会における上記各議案に賛成する予定です。

上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式とは別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社等以外を対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であり、対象者はかかる要請に応じて本株主総会を開催し、上記議案を上程する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行わない予定です。

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、当社は対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを当社等で所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上